開始貸借対照表

(平成29年4月1日現在)

鯖江広域衛生施設組合 一般会計			単位: 円)
科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	2, 114, 382, 074	固定負債	555, 951, 592
有形固定資産	1, 907, 639, 074	地方債	511, 425, 000
事業用資産	1, 907, 639, 074	長期未払金	_
土地	114, 370, 801	退職手当引当金	44, 526, 592
立木竹	_	その他	_
建物および付属設備	2, 806, 764, 430	流動負債	96, 894, 705
建物減価償却累計額	2, 024, 904, 112	1年内償還予定地方債	61, 875, 000
構築物	908, 603, 657	未払金	_
構築物減価償却累計額	676, 246, 338	未払費用	_
機械装置	6, 305, 418, 054	前受金	_
機械装置減価償却累計額	5, 541, 623, 249	前受収益	_
工具器具備品	47, 034, 907	賞与等引当金	3, 931, 446
工具器具備品減価償却累計額	39, 559, 377	預り金	_
車輌運搬具	23, 402, 221	その他	31, 088, 259
車輌運搬具減価償却累計額	15, 621, 920		
建設仮勘定	_	負債合計	652, 846, 297
物品	_	【純資産の部】	
物品減価償却累計額	_	固定資産等形成分	2, 388, 580, 294
無形固定資産	0	余剰分(不足分)	\triangle 589, 169, 988
ソフトウェア	0		
その他	_		
投資その他の資産	206, 743, 000		
投資及び出資金	_		
基金	206, 743, 000		
廃棄物処理場建設改良基金	206, 743, 000		
その他	_		
その他	_		
流動資産	337, 874, 529		
現金預金	63, 676, 309		
未収金			
基金	223, 859, 000		
財政調整基金	223, 859, 000		
減債基金	_		
棚卸資産	50, 339, 220		
その他	_		
		純資産合計	1, 799, 410, 306
資産合計	2, 452, 256, 603	負債及び純資産合計	2, 452, 256, 603

1 重要な会計方針

- (1) 開始時の有形固定資産等の評価基準及び評価方法
 - ① 有形固定資産・・・・・・・・・取得原価 ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価あるいは建物共済基準額を使用し、 耐用年数を明らかに過ぎているものは備忘価額として1円とした
 - ② 無形固定資産・・・・・・・・・取得原価 現在使用している「ソフトウェア」は、償却済みとして 0 を計上した。
- (2) 開始時の棚卸資産の評価基準及び評価方法・・・・・最終仕入原価法による低価法
- (3) 開始時の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法・・・・・・定額法なお、主な耐用年数は以下のとおり。

建物および付属設備 6年~50年 構築物 10年~60年 機械装置 5年~17年

- (4) 開始時の引当金の計上基準及び算定方法
 - ① 退職手当引当金 アとイの合計額

ア 組合採用職員について、「鯖江市職員の退職手当に関する条例」に基づき算出し た期末自己都合要支給額

- イ 「鯖江市職員の退職手当に関する条例」に基づき鯖江市が算出した退職手当要支 給額
- ② 賞与等引当金

平成29年6月に支給された期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費 について、それぞれ本平成28年度の期間に対応する部分を計上。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(鯖江市公金管理および運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等)とする。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払い を含む。

- 2 開始貸借対照表の内容を理解するために必要と認められる追加情報
- (1) 現金預金は、アからウの合計を計上。
 - ア. 歳計現金は、地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられているので、当会計年度に係る出納整理期間(平成 29 年4月1日~5月 31 日)における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。
 - イ. 歳計外現金は、財務諸表作成基準日をもって会計年度末の計数としている。
 - ウ. 基金借入金(繰替運用)は、当会計年度に係る出納整理期間(平成29年4月1日~5月31日)における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。
- (2) 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合がある。
- (3) 財産に関する調書に記載する物品は、「工具器具備品」・「車輌運搬具」へ振替えて整理した。
- (4)総務省方式改訂モデルから統一的な基準へ変更したことによる有形固定資産評価額への影響額は次のとおり。

ア土地 ···· 51,331 千円の増加 イ償却資産···· 2,827,558 千円の減少

(5) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容は次のとおり。

ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における基金及び棚卸資産を加えた額を計上。

イ 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上。